

（後写鏡等）

第52条 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第44条第2項から第6項までの規定並びに細目告示第68条、第146条及び第224条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車に備えるものについてはロ及びハ、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについてはハの規定は、適用しない。
 - イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - ロ 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
 - ハ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。
- 二 運転者が運転者席において、自動車（被牽引^{けん}自動車を牽引^{けん}する場合は、被牽引^{けん}自動車の左右の外側線上後方50メートルまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引^{けん}自動車より幅の広い被牽引^{けん}自動車を牽引^{けん}する場合は、牽引^{けん}自動車及び被牽引^{けん}自動車の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方50メートル、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方50メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。
- 二 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - ロ 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
 - ハ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

- 三 前号の後写鏡は、同項に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
- イ 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280ミリメートル以上外側となるように取り付けられていること。
- ロ 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。
- ハ 自動車の左右両側（最高速度50キロメートル毎時以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。
- 四 次の表の上欄に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の下欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自 動 車 の 種 別	障 害 物
イ 乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車（ロに掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物
ロ 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物

- 五 前号の装置の構造は、第1号ロの基準に準じたものでなければならない。
- 2 平成18年12月31日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものについては、前項の規定にかかわらず、後写鏡は、次の基準に適合する構造とすることができる。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、第2号及び第3号の基準は適用しない。
- 一 容易に方向の調整をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- 二 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

- 三 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。
- 四 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50メートルまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50メートル、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。
- 3 次の表の上欄に掲げる自動車については、第1項及び前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第1項第1号（ニを除く。）及び前項（第4号を除く。）
二 昭和49年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自動車	第1項第1号（ニを除く。）及び前項（第4号を除く。）
三 昭和50年11月30日以前に製作された自動車	第1項第1号ハ及び第5号

- 4 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、第1項第4号の表の第2欄中「及び当該自動車の左側面から0.3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車」を「と当該自動車」と読み替えて適用する。
- 5 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第44条の規定並びに細目告示第68条、第146条（第10項を除く。）及び第224条（第10項を除く。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第44条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第68条、第146条及び第224条の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和元年6月17日以前に製作された自動車
- 二 令和元年6月18日から令和3年9月17日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和4年12月17日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
- イ 令和元年6月17日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 令和元年6月18日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年6月17日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和3年9月17日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 6 平成28年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第146条第10項及び第224条第10項の規定は適用しない。
- 7 次に掲げる自動車については、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」3.4.及び3.5.の規定は適用しない。
- 一 令和4年6月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年7月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和4年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 8 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第68条、第146条及び第224条の規定中「協定規則第46号」とあるのは、「協定規則第46号第4改訂版補足第9改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和6年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 9 次に掲げる自動車（形式の指定等を行う場合以外の場合に限る。）については、細目告示第68条第2項第1号ロ(2)の規定中「協定規則第46号の規則6.3.2（試験条件は6.3.2.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）」とあるのは、「別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」と読み替えることができる。

- 一 令和6年1月3日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年1月3日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの
- 10 当分の間、細目告示第68条第5項第1号の規定中「次に掲げる障害物」とあるのは「別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した高さ1m直径30cmの円柱」、同条第6項第1号の規定中「協定規則第166号の規則6. 及び15. から17. まで」とあるのは「別添81「直前直左確認鏡の技術基準」と読み替えることができる。
 - 11 当分の間、細目告示第146条第8項第1号イ及び第224条第8項第1号イ中「車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあつては、当該車体外後写鏡側」とあるのは「運転者席側」と読み替えることができる。
 - 12 指定自動車等以外の自動車については、細目告示第146条第8項第1号イ及び第224条第8項第1号イ中「車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあつては、当該車体外後写鏡側」とあるのは「運転者席側」と読み替えることができる。